

# 浦添市公的施設（公設民営）学童クラブ 指定管理者制度の導入説明会

令和6年10月

浦添市こども未来部 こども政策課

電話876-1282（直通）

# 公的施設学童クラブの現状

- ◆ 令和6年4月1日現在、浦添市へ届出のある学童クラブは、63か所あり運営事業者は、18事業者となっています。（補助金交付対象事業所数）
- ◆ 63か所のうち、公的施設（公設民営）の学童クラブは28か所あり、8事業者が運営しています。

## <公的施設28か所の状況>

- ◆ ひまわり学童クラブは、平成17年度の施設新設に伴い、市の委託事業から指定管理者運営に変わり事業を行っています。
- ◆ 27か所の学童クラブは、毎年度、同じ事業者（7事業者）の施設利用申請に市が許可する形態となっています。多くの学童クラブは、保護者会というその地域にしか存在しない組織がこれまで運営してきた経緯がありますが、現在では、保護者会運営は無く、すべて法人運営となっています。



# 法的位置づけ

地方自治法第244条の2

普通公共団体は、「公の施設の設置及びその管理に関する事項は条例で定めなければならない」とされています。

## ➤ 公的施設の学童に関する条例等

- ・ 浦添市放課後児童健全育成施設の設置及び管理に関する条例
- ・ 浦添市放課後児童健全育成施設の設置及び管理に関する条例施行規則
- ・ 浦添市放課後健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・ 浦添市放課後児童健全育成事業実施規程

➤ **保育料** 設置及び管理に関する条例第10条で公的施設の保育料について上限額を定め、市長の承認を得て事業者が決定します。

➤ **指定期間** 5年間(基本)

# 今後の方向性について

1. 保護者会から運営を引き継いだ法人や、公的施設の新設当初学童クラブを運営していた法人に対して優先的に公的施設の使用を許可する現状については、公平性や客観性、透明性を図る観点から改める必要があると考えています。
2. 県内他市の公的施設（公設民営）学童クラブでは、公的施設新設時期に、事業者を公募し指定管理者制度を導入している事例もあります。
3. 浦添市の公的施設学童クラブ27か所においても、今後は、「公の施設の管理運営を行う事業者」として、市内の学童クラブを運営している事業者が応募できる仕組みを考えています。その手法として、指定管理者制度の導入を進めています。
4. 指定管理者制度がスムーズに導入できるよう、市内学童クラブ運営事業者と意見交換を重ねながら進めていきます。また、導入時期と対象施設ごとに保護者説明会の開催を行います。

# 指定管理者制度の導入時期

- ◆ 以下の通り順次導入します。

## 【令和8年度】

- ◆ なかま学童なかよしクラブ 《小学校敷地内 2F》
- ◆ なかま学童かがやきクラブ 《小学校敷地内 1F》
- ◆ なかま学童まごころクラブ 《児童センター 2F》 【浦添小学校区 3箇所】
- ◆ 第三前田学童クラブ 《小学校敷地内 2F》
- ◆ わくわく前田学童クラブ 《小学校敷地内 1F》 【前田小学校区 2箇所】
- ◆ 浦城学童クラブ 《児童センター 2F》
- ◆ 浦城キラキラ学童クラブ 《こども園 2F》 【浦城小学校区 2箇所】

計7学童クラブ



# 指定管理者制度の導入時期

◆ 以下の通り順次導入します。

## 【令和9年度】

- ◆ 牧港学童クラブ《児童センター2F》 【牧港小学校区1箇所】
- ◆ 前田学童クラブ《児童センター2F》
- ◆ 第二前田学童クラブ《児童センター2F》 【前田小学校区2箇所】
- ◆ 第一宮城学童クラブ《児童センター2F》
- ◆ 第二宮城学童クラブ《児童センター2F》 【宮城小学校区2箇所】
- ◆ 港川ちゅら学童クラブ《小学校敷地内1F》
- ◆ 港川学童にぎやかクラブ《小学校敷地内2F》 【港川小学校区2箇所】

計7学童クラブ



# 指定管理者制度の導入時期

- ◆ 以下の通り順次導入します。

## 【令和10年度】

- ◆ 牧港たのシーサー学童クラブ 《小学校敷地内 1 F》 【牧港小学校区 1 箇所】
- ◆ 沢岬げんき学童クラブ 《小学校敷地内 2 F》
- ◆ 第二沢岬げんき学童クラブ 《小学校敷地内》
- ◆ 第三沢岬げんき学童クラブ 《小学校敷地内 1 F》 【沢岬小学校区 3 箇所】
- ◆ 仲西学童クラブ 《小学校隣接 2 F》 【仲西小学校区 1 箇所】
- ◆ 浦西学童クラブ 《小学校敷地内 1 F》
- ◆ 当山学童クラブ 《小学校敷地内 2 F》 【当山小学校区 2 箇所】

計 7 学童クラブ



# 指定管理者制度の導入時期

◆ 以下の通り順次導入します。

## 【令和11年度】

- ◆ 牧港マブヤー学童クラブ 《小学校敷地内 2 F》 【牧港小学校区 1 箇所】
- ◆ 浦城たいよう学童クラブ 《こども園 2 F》 【浦城小学校区 1 箇所】
- ◆ 神森やまねこ学童クラブ 《小学校敷地内 1 F》
- ◆ 神森どんぐり学童クラブ 《児童センター 2 F》 【神森小学校区 2 箇所】
- ◆ うちま学童クラブ 《小学校敷地内 1 F》
- ◆ うちま学童すくすくクラブ 《小学校敷地内 2 F》  
【内間小学校区 2 箇所】

計 6 学童クラブ







## 指定管理者制度導入に関するよくある質問と回答

# よくあるご質問①

## Q1. どのような事業者が公募に参加できるのか。

➡応募時点において、浦添市内で放課後児童健全育成事業を実施し、かつ、市から当該事業の補助金交付を受けている事業者を予定しています。（市内で運営実績のある事業者に限定し応募できる要件とします）

## Q2. 指定管理者が運営できる指定期間は何年ですか。

➡現在の公的施設では、毎年度の使用申請と使用許可を行う方法となっています。指定管理者制度になると、浦添市の指針に基づき、基本5年間とする予定です。

## Q3. 指定管理者の導入スケジュールを教えてください。

➡令和8年度の導入に向けて、令和7年度に公募をスタートします。学童クラブの申し込み時期が10月頃になるため、その時期には運営事業者が決まるスケジュールを想定しています。また、令和11年度までの4年間で27カ所すべての公的施設の学童クラブに指定管理者制度を導入する予定です。

# よくあるご質問②

## Q4. 指定管理者の選定方法について。

➡市の公募により、指定管理者を募集します。

審査は書類審査とプレゼンテーション審査を行います。審査にあたっては、法人がどのような運営を行うのか、公的施設の安全管理体制はどうか、職員配置や経営状況等について審査を行います。

選定委員会は、外部有識者を含めた審査委員により構成されます。合計点数の最も高い法人を指定管理候補者として選定しますが、基準点以上(7割)であることが要件となります。

## Q5. 指定管理者制度の導入で今までとどのような違いがありますか。

➡現在は、同じ事業者のみが利用していますが、指定管理者制度を導入することで、市内で学童クラブを運営している事業者が公募に参加できることとなります。また、選考委員によって審査を経た事業者が運営を行うことで、5年間安定した運営ができることとなります。

# よくあるご質問③

## Q6. どのような人が選考委員に選ばれるのか。

➡過去に公募を行った際の事例では、選考委員は、学識経験者、教育関係者、放課後健全育成事業（学童クラブ）に精通する者等で構成されていました。今回も、同様に考えています。

## Q7. 現在通っている学童クラブの事業者が変わってしまうのか。

➡選考の結果によっては、変わる可能性があります。子ども達や保護者が安心して利用できるよう、しっかりと引継ぎを行う必要があります。引き継ぎに関する法人の考え方については審査項目とする予定です。

## Q8. 公的施設で運営している事業者が、今後も運営を継続してほしい。

➡現在の事業者継続運営をしてほしいという声もございます。しかし、市の財産である公的施設の使用については、公平性や客観性、透明性を図る観点から、事業者を選考する仕組みが必要であり、指定管理者制度の導入は公共施設で用いられる手法です。

特定の事業者将来にわたり使用を認めてほしいという要望にはお応えできないことをご理解ください。

# よくあるご質問④

**Q9. 事業者によって運営方針に違いがあると思いますが、仮に事業者が変わり、支援の質が低下する恐れはないのでしょうか。**

➡選考において、国が示している学童クラブの運営指針や市の条例等に沿って、児童への支援を実施しているかについても審査項目となっております。そのため、よりよい事業者が審査で選ばれる仕組みであると考えております。また、運営に係る経費についても、国の補助金算定額が示されております。

**Q10. 現在、公的施設の学童クラブに通っています。新しい事業者に変わっても、継続して利用できますか。**

➡基本的には、継続して利用できます。ただし、毎年度利用申し込みが必要であり、利用要件等の審査がございます。